

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名：株式会社コンノ土木（法人番号6410001007427）
業者の住所：秋田県能代市二ツ井町切石字大倉29-1
2. 指名停止措置期間：令和4年2月1日から令和4年2月14日まで（2週間）
3. 指名停止措置の範囲：東北防衛局管内
（青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県及び福島県）
4. 事実概要：
（株）コンノ土木は、令和2年12月21日、秋田県発注の河川改良工事において、1次下請けの労働者が、倒れた土止め用矢板に挟まれ、死亡する事故を起こしたとして、労働安全衛生法違反及び業務上過失致死罪により、同社及び同社の現場代理人が令和3年10月22日、能代簡易裁判所から罰金刑の略式命令を受け、その刑が確定した。
5. 指名停止措置理由：
上記のことは、「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領」付表第1第8号（安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故）に該当するため、指名停止措置を行うものである。

参考

- 「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領」付表第1（抜粋）

措置要件	期間
(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故) 8 一般工事等の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事等関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から 2週間以上2月以内